108歳	24	12	162	76
109歳	12	6	85	42
110歳	6	3	43	22
111歳	3	2	21	11
112歳	1	1	10	5
113歳	二	二	4	2
114歳	二	二	2	1
115歳	二	二	1	0

別表第六

年度（令和）	率（パーセント）
2年度から4年度まで	0.00
5年度	0.25
6年度	0.50
7年度	1.05
8年度	1.65
9年度	2.05
10年度	2.30
11年度以降	4.00

別記様式第1号（第20条、第23条関係）
（略）
別記様式第2号（第30条関係）
（略）
別記様式第3号（第31条関係）
（略）

（新設）

別記様式第1号（第49条、第52条関係）
（略）
別記様式第2号（第56条関係）
（略）
別記様式第3号（第57条関係）
（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（以下「平成三十年改正法」という。）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（退職一時金等の返還に関する経過措置）

第二条　特例一時金（平成三十年改正法による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（次条において「新法」という。）附則第三十条第一項に規定する特例一時金をいう。次条において同じ。）の決定の請求をしようとする者（同項第二号に掲げる者に限る。）が平成三十年改正法附則第四条第一項に規定する退職一時金等の支給を受けた者である場合におけるこの省令による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する省令第五条第一項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び退職一時金等（平成三十年改正法附則第四条第一項に規定する退職一時金等をいう。）の返還の方法」とする。